

# 鳥取縣公報

縣令

昭和二十年一月九日  
第一千五百九十二號

火曜日

本書ノ大キサハ規定規格A5列

### 鳥取縣令第一號

鳥取縣殘材配給統制規則左ノ通定ム

昭和二十年一月九日

鳥取縣知事 武 島 一 義

#### 鳥取縣殘材配給統制規則

第一條 殘材ノ配給統制ニ付テハ本則ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本則ニ於テ殘材ト稱スルハ製材ノ生産過任ニ生シタル背板端切板及其ノ他ノ殘材ニシテ薪炭ノ用ニ供セサルモノヲ謂フ

第三條 殘材ノ生産者ハ其ノ生産シタル殘材ヲ鳥取縣地方木材株式會社(以下地不社ト稱ス)以外ノ者ニ讓渡スルコトヲ得ヘシ但シ左ノ掲クル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一 日本木材株式會社ヲカシ材又ハけやき材ヲ殘材ヲ讓

#### 渡ストキ

二 國有又ハ縣有ニ屬スル殘材ヲ讓渡ストキ

三 特別ノ事情ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタル場合  
前項第三號ノ許可ヲ受ケントスルトキハ第一號様式ニ依ル申請書ヲ知事ニ提出スヘシ

第四條 地不社ハ知事ノ承認ヲ受クルニ非サレハ殘材ヲ讓渡スルコトヲ得ス

前項ノ承認ヲ受ケントスルトキハ第二號様式ニ依ル配給計畫書ノ知事ニ提出スヘシ

第五條 殘材ノ配給ヲ受ケントスル者ハ第三號様式ニ依ル願書ヲ地不社ニ提出スヘシ

第六條 業務ニ關シ使用又ハ消費スル目的ヲ以テ讓受ケタル殘材ハ同一人ト雖モ之ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得ス

但シ特別ノ事情ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ



















芳ヶ谷	五二二ノ一	同	一五〇〇〇	津ノ井村大字生山
萬ヶ谷	五一四ノ一	同	一三〇〇〇	余戸
瓢箪谷	五一五ノ一	同	一〇〇〇〇	寺倍野村大字國分
同	五一六	同	四七一〇	同
私都谷	五一七ノ一	同	一五〇〇〇	同
私都谷	五二〇	同	七二九五	同
長畑	五二二ノ一	同	一五〇〇〇	同
狸谷	五二六ノ一	同	二〇〇〇〇	津ノ井村大字生山

氣高郡大和村大字玉津

幟尾	四二四	同	二四七〇〇	大和村大字玉津
				美穂村大字竹生
				向國安

同郡同村大字長谷

滑ヶ谷	七二五	同	一二五〇〇	大和村
荒田	七三八	同	一四七〇〇	同
同	七三九	同	一四七〇〇	同
細蛸	七四〇	同	二六二二七	同

氣高郡大郷村大字福井

大湯戸	一、四六二ノ二	同	五〇〇〇	大郷村
臂矢	一、八四三ノ二	同	一〇〇〇	同
瓜ヶ谷	一、八二七ノ六	同	二五〇〇〇	小谷甚九郎
柿ノ木谷	一、七九〇ノ三	同	二一〇〇〇	福安千代藏
梨ノ木谷	一、七七三ノ三	同	一〇〇〇〇	天穂日命神社
蜂噓谷ノ一	一、六八九ノ二七	同	二〇〇〇〇	佐々木とめ

同郡吉岡村大字吉岡

猪奥	九四七ノ一	同	一〇八一	美穂村大字下味野
菅谷	九六六ノ一	同	一八〇〇〇	吉岡村
瀧ヶ谷	九七一ノ一	同	六七七〇六	同

同郡同村大字雙六原

村萩谷	三八九ノ二	同	八〇〇〇	吉岡村
同	三八九ノ三	同	七〇〇〇	同
同	三九〇ノ二	同	五〇〇〇	同
同	三九五ノ三	同	八六一一	同
同	四二五	同	〇六二〇	同
同	四二六	同	一一〇〇	同
同	四三三	同	〇二〇〇	同

同郡同村大字矢矯

中玄谷ノ	貳	三五一次一	同	四三〇七	吉岡村
同		六三三ノ一	同	一〇七〇五	同
同		六三四ノ一	同	一四一六	同
上土居中分		五五二ノ一	同	六五〇四	小谷民次郎
上ノ鼻ノ	壹	六三六	同	八四一〇	吉岡村
大毛無ノ	壹	六四五ノ一	同	四六二二	同

氣高郡瑞穂村大字日光

平磯		九八四ノ一	同	一一〇五	椿甚衛
長谷		八〇六ノ三	同	一〇〇〇	瑞穂村
清水口		八一〇	同	二九一〇	同

同郡同村大字宿

正壽寺谷		五〇七ノ二	同	二六八〇〇	瑞穂村
宮谷		五二一ノ二	同	一四一〇〇ノ内	同
新葉谷		五二二ノ一	同	四〇〇〇	相谷彌太郎
同		五二二ノ二	同	二八〇三ノ内	同

同郡同村大字土居

首掛山		三七二ノ一	同	一〇〇〇	中原政太郎
中		三七八	同	八六一二	瑞穂村
同		三七九	同	一八六一〇	同

氣高郡鹿野町大字廣木

汁谷		三四三	同	六四〇〇	岡田國藏
同		三四四ノ一	同	一二五〇六	鈴木増男
同		三四四ノ二	同	〇〇二〇	岡田國藏
同		三四五	同	四七一五	岡田國藏

同郡同村大字末用

法樂寺谷		二、一三ノ二	同	一〇〇〇〇	鹿野町
釜谷東平		二、一六三	同	一四〇〇〇	同
釜谷西平		二、一六五ノ二	同	四〇〇〇〇	同
隠谷		二、三〇一	同	一〇〇〇〇	同
同		二、三〇三	同	四二〇〇	加藤國三郎
脊戸		二、三〇九	同	一二〇〇〇	笹田芳次郎
鬼入		二、二二一	同	三七一五	安富又平



00694

◇鳥取縣告示第四號

東伯郡社村横田第二耕地整理組合設計書變更ノ件昭和二十年一月四日認可セリ

昭和二十年一月九日

鳥取縣知事 武 島 一 義

◇鳥取縣告示第五號

商工組合法第三十九條ノ規定ニ依リ昭和二十年一月四日鳥取縣堅木製品製造統制組合ノ統制規程ヲ認可セリ

昭和二十年一月九日

鳥取縣知事 武 島 一 義

◇鳥取縣告示第六號

產婆名簿登録者左ノ如シ

昭和二十年一月九日

鳥取縣知事 武 島 一 義

本籍 鳥根縣出雲市今市町六一三番地

住所及開業地 鳥取縣西伯郡大和村大字佐陀四八六番地

昭和十九年十二月二十日 登録 九二五號

彙報

岩崎 たくこ  
明治二十七年五月十八日生

德島縣ヨリ管下勝浦郡多家良村長ニ於テ行旅死亡人左記ノ通知取致候ニ付心當リノ向ハ直接關係村長宛照會方通知アリ

- 一、本籍及住所 不詳
- 二、性別年齢氏名職業 男子推定年齢五十才氏名職業 不詳
- 三、相貌身長 丸顔頭髮二寸位 身長四尺七寸
- 四、衣服 冬メリヤスシヤツ メクラジマ鐵鉤音 國防色長ズボン
- 五、死亡場所 勝浦郡多家良村大字飯谷字高良二五
- 六、死亡年月日 昭和十九年十一月二十六日 午前六時頃
- 七、假埋葬場 勝浦郡多家良村大字印谷共同
- 八、取致者 多家良村長

00695

奈良縣ヨリ管下宇智郡五條町長ニ於テ行旅死亡人左記ノ通知取致候ニ付心當リノ向ハ直接關係町長宛照會方通知アリ

ナシタリ

- 一、氏名、族、籍、職業、生年月日、男女別 自稱(山本)其ノ他不明 男
- 一、本籍地住所 不明

- 一、本人タル認識シ得ベキ必要ナル事項及相貌 身長四尺八寸位 右手頸屈折シ底腦一シテ推定二十七 八才位其ノ外普通ニシテ特徴ナシ
- 一、着衣所持品又ハ遺留品 ボロ衣一枚ヲ着用スルノミニテ所持品ナシ

- 一、其ノ他必要ナル事項 本年六月頃何處カラトモナク突然本町ニ來リ各所軒下 等ニ起寝ナシ乞食ヲ致シ居リタルモ最近吉野嶺ニ蕪小 屋ヲ作り起寝シ居リタルモ昨二十日(十二月二十日) 夜ニ至リ寒氣ノタメ凍死シタルヲ以テ警察官吏立會ノ 下ニ規定時間ノ經過ヲ待チ五條町共同墓地ニ假埋葬ヲ